

四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱

令和6年5月10日

告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガン(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(使用する目的)

第2条 ロゴマーク等は、市民の四国中央市への愛着及び誇りを醸成し、又は四国中央市のシティプロモーションに寄与するために使用する。

(ロゴマーク等の図柄)

第3条 ロゴマーク等の図柄は、別表のとおりとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第4条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、市に属する。

(使用できる者)

第5条 ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) ロゴマーク等を独占的に使用する、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、特定の企業、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (4) 政治活動(議会活動を除く。)又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動に使用するとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに類似する業を営んでいる者が関与するとき。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例(平成23年四国中央市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者が関与するとき。
- (7) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあるとき。
- (8) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (9) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (10) ロゴマーク等の一部を切り取って使用するとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(使用の承認申請)

第6条 専ら営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用し、次に掲げる書類の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 会社概要その他の申請者の事業内容が確認できる書類

(2) ロゴマーク等の使用状況が確認できる図案、デザイン等の見本

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用承認決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、ロゴマーク等の使用を承認することが適当と認めたときは必要な条件を付して使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認することが不適当と認めたときは使用不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(使用の変更承認申請)

第8条 前条の規定による使用の承認の通知を受けた者（以下「承認者」という。）は、使用の承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認については、前条の例により承認者に通知するものとする。

(使用の中止の届出)

第9条 承認者は、承認事業を中止しようとするときは、あらかじめ使用中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(使用報告)

第10条 承認者は、承認事業を完了したときは、速やかに使用報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、又は市長が別に指定する専用入力フォームからインターネットを利用し、次に掲げる書類の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) ロゴマーク等の使用の状況が確認できる図案、デザイン等の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用料)

第11条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第12条 ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマーク等の使用について、市長が別に定める基準に従うこと。

(2) 市が行うロゴマーク等の使用に関する調査に協力すること。

(違反等に対する取扱い)

第13条 市長は、承認者がこの告示に違反したとき、又は虚偽その他不正の手段により使用の承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

2 市長は、使用者（承認者を除く。）がこの告示に違反したときは、ロゴマーク等の使用の差止めの請求又は必要な指示を行うことができる。

(損害の責任等)

第14条 市長は、次に掲げる損害について、一切の責任を負わない。

(1) ロゴマーク等の使用の承認、取消し、使用の差止めの請求、指示その他の行為により承認者、使用者又は第三者に生じた損害

(2) 使用者がロゴマーク等の使用により第三者に対して与えた損害

2 使用者が故意又は過失により市に損害を与えたときは、市長は、その賠償を請求することができる。

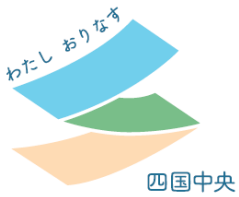
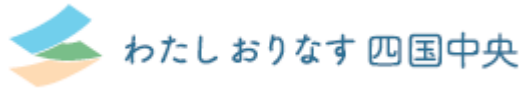
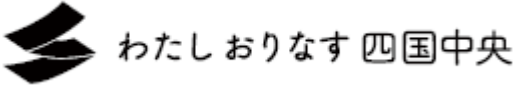
(その他)

第 15 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 12 日から施行する。

別表（第3条関係）

1	
2	
3	わたし おりなす 四国中央
4	
5	
6	
7	
8	わたし おりなす 四国中央
9	
10	

使用承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

次のとおりロゴマーク等の使用の承認を受けたいので、四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱第 6 条の規定により申請します。

使用目的	
使用方法	
使用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用するロゴマーク等	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 会社概要その他の申請者の事業内容が確認できる書類
- (2) ロゴマーク等の使用の状況が確認できる図案、デザイン等の見本
- (3) 市長が必要と認める書類

使用承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあったロゴマーク等の使用については、次のとおり承認することと決定したので、四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱第7条の規定により通知します。

1 承認内容

2 承認番号 第 号

3 承認の条件

使用不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあったロゴマーク等の使用については、次のとおり承認しないことと決定したので、四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱第7条の規定により通知します。

1 不承認の理由

使用変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により承認を受けたロゴマーク等の使用について、次のとおり変更したいので、四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

使用中止届出書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により承認を受けたロゴマーク等の使用について、
次のとおり中止したいので、四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの
使用に関する要綱第9条の規定により届け出ます。

1 中止の理由

2 中止の期間

使用報告書

年 月 日

四国中央市長 様

所在地又は住所

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により承認を受けたロゴマーク等の使用について、
四国中央市シティプロモーションロゴマーク及びスローガンの使用に関する要綱第 10 条
の規定により、その使用を報告します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用するロゴマーク 等	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) ロゴマーク等の使用の状況が確認できる図案、デザイン等の写し
- (2) 市長が必要と認める書類